

ゼロから完全攻略！
登録販売者 独学テキスト
(改訂2版1刷)

追 補

厚生労働省「試験問題の作成に関する手引き」(令和5年4月一部改訂)に伴い
内容の一部に変更がありました。
本編の内容と併せてご参照ください。

赤字：改定箇所

下線：重要箇所

南山堂

(2023年7月)

● p.8 表

【旧】

		消費者庁 の審査	許可等の マーク	用途・機能の 表示	表示例
特別用途食品		必要	あり (p.387 参照)	特別の用途	嚥下困難者 乳児用
保健 機能 食品	特定保健用食 品(トクホ)	必要	あり (p.388 参照)	科学的根拠に 基づいた機能	血圧が高めの人に 適する
	栄養機能食品	不要	なし	ビタミン・ミネ ラルなどの栄養 成分の機能	鉄は、赤血球を作るの に必要な栄養素である
	機能性表示食 品※	不要 (届出制)	なし	科学的根拠に 基づいた機能	脂肪の吸収を抑える

【新】

		消費者庁 の審査	許可等の マーク	用途・機能の 表示	表示例
特別用途食品		必要	あり (p.387 参照)	特別の用途	嚥下困難者用 乳児用
保健 機能 食品	特定保健用食 品(トクホ)	必要	あり (p.388 参照)	特定の保健の用 途	血圧が高めの人に 適する
	栄養機能食品	不要	なし	ビタミン・ミネ ラルなどの栄養 成分の機能	鉄は、赤血球を作るの に必要な栄養素である
	機能性表示食 品※	不要 (届出制)	なし	科学的根拠に 基づいた機能	脂肪の吸収を抑える

● p.167 上から 13 行目

【旧】 ボレイ（イボタガキ科のカキの貝殻を基原とする生薬）などの生薬成分も、含有する炭酸カルシウムにより制酸作用を示します。

【新】 ボレイ（イ**タボ**ガキ科のカキの貝殻を基原とする生薬）などの生薬成分も、含有する炭酸カルシウムにより制酸作用を示します。

● p.307 上から 4 行目

【旧】 ○クレゾール石けん液

【新】 ○クレゾール石**ケン**液

- p.307 見出し

【旧】

|| クレゾール石けん液

【新】

|| クレゾール石ケン液

- p.309 表

【旧】

殺菌消毒成分一覧

適応部位	成分名	適用範囲				備考
		一般細菌	結核菌	真菌	ウイルス	
手指・皮膚, 器具	クレゾール石けん液	○	○	○	× (一部○)	刺激性が強いため、原液が直接皮膚に付着しないようにする必要がある。
	エタノール	○	○	○	○	イソプロパノールは、ウイルスに対する不活性効果はエタノールよりも低い。
	イソプロパノール	○	○	○	○	刺激性、揮発性がある。
	クロルヘキシジン グルコン酸塩	○	×	○	×	

【新】

殺菌消毒成分一覧

適応部位	成分名	適用範囲				備考
		一般細菌	結核菌	真菌	ウイルス	
手指・皮膚, 器具	クレゾール石ケン液	○	○	○	× (一部○)	刺激性が強いため、原液が直接皮膚に付着しないようにする必要がある。
	エタノール	○	○	○	○	イソプロパノールは、ウイルスに対する不活性効果はエタノールよりも低い。
	イソプロパノール	○	○	○	○	刺激性、揮発性がある。
	クロルヘキシジン グルコン酸塩	○	×	○	×	

● p.309 コメント

【旧】



クレゾール石けん液とクロルヘキシジングルコン酸塩の適
応範囲を注意すれば、残りはすべてに効くと覚えられますね。

【新】



クレゾール石ケン液とクロルヘキシジングルコン酸塩の適
応範囲を注意すれば、残りはすべてに効くと覚えられますね。

● p.310 練習問題（3）

【旧】

(3) クレゾール石けん液は、結核菌を含む一般細菌類、真菌類、ウイルスに対
して比較的広い殺菌消毒作用を示す。

【新】

(3) クレゾール石ケン液は、結核菌を含む一般細菌類、真菌類、ウイルスに対
して比較的広い殺菌消毒作用を示す。

● p.360 表

【旧】

生薬名	基原	作用等
		出題箇所
ボレイ	イボタガキ科のカキの貝殻	制酸 炭酸カルシウム含有 胃の薬

【新】

生薬名	基原	作用等
		出題箇所
ボレイ	イタボガキ科のカキの貝殻	制酸 炭酸カルシウム含有 胃の薬

【旧】

		消費者庁 の審査	許可等の マーク	用途・機能の 表示	表示例
特別用途食品		必要	あり	特別の用途	嚥下困難者 乳児用
保健 機能 食品	特定保健用食 品（トクホ）	必要	あり	科学的根拠に 基づいた機能	血圧が高めの人に 適する
	栄養機能食品	不要	なし	ビタミン・ミネ ラルなどの栄養 成分の機能	鉄は、赤血球を作るの に必要な栄養素である
	機能性表示食 品	不要 (届出制)	なし	科学的根拠に 基づいた機能	脂肪の吸収を抑える

【新】

		消費者庁 の審査	許可等の マーク	用途・機能の 表示	表示例
特別用途食品		必要	あり	特別の用途	嚥下困難者 ^用 乳児用
保健 機能 食品	特定保健用食 品（トクホ）	必要	あり	^{特定の保健の用 途}	血圧が高めの人に 適する
	栄養機能食品	不要	なし	ビタミン・ミネ ラルなどの栄養 成分の機能	鉄は、赤血球を作るの に必要な栄養素である
	機能性表示食 品	不要 (届出制)	なし	科学的根拠に 基づいた機能	脂肪の吸収を抑える

【旧】 また、第二類医薬品または第三類医薬品を販売し、授与する店舗において、登録販売者が管理者となる際は、薬局、店舗販売業または配置販売業において、下記期間が過去5年間のうち、通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に80時間以上従事した月が24月以上、または、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）あることが必要です。（規則第140条第1項）

- 一般従事者として薬剤師または登録販売者の管理および指導の下に実務に従事した期間
- 登録販売者として業務に従事した期間

【新】 また、第二類医薬品または第三類医薬品を販売し、授与する店舗において、登録販売者が管理者となる際は、次の3つのいずれかに該当する必要があります。(規則第140条第1項)

1. 薬局、店舗販売業または配置販売業において、下記期間が過去5年間のうち、通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に80時間以上従事した月が24月以上、または、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上）ある
 2. 下記期間が過去5年間のうち、通算して1年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に160時間以上従事した月が12月以上、または、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上）あり、研修実施機関が行う毎年度受講する必要がある研修に加えて、店舗の管理および法令遵守に関する追加的な研修を修了している
 3. 下記期間が通算して1年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある
- 一般従事者として薬剤師または登録販売者の管理および指導の下に実務に従事した期間
 - 登録販売者として業務に従事した期間

● p.399 上から3行目

【旧】 第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する区域の区域管理者において登録販売者が管理者となる際は、薬局、店舗販売業または配置販売業において、下記期間が過去5年間のうち、通算して2年以上あることが必要です。(規則第149条の2)

- 一般従事者として薬剤師または登録販売者の管理および指導の下に実務に従事した期間
- 登録販売者として業務に従事した期間

【新】 第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する区域において登録販売者

が区域管理者となる際は、前項の店舗管理者と同様に、次の3つのいずれかに該当する必要があります。(規則第149条の2)

1. 薬局、店舗販売業または配置販売業において、下記期間が過去5年間のうち、通算して2年以上ある
 2. 下記期間が過去5年間のうち、通算して1年以上あり、研修実施機関が行う毎年度受講する必要がある研修に加えて、区域の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了している
 3. 下記期間が通算して1年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある
- 一般従事者として薬剤師または登録販売者の管理および指導の下に実務に従事した期間
- 登録販売者として業務に従事した期間

● p.417 上から1行目

【旧】次の期間(従事期間)が過去5年のうち通算して2年に満たない登録販売者は、「登録販売者(研修中)」などの容易に判別できる表記が必要です。(規則第15条等)

- 一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
- 登録販売者として業務に従事した期間

【新】薬局開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、勤務する者に薬剤師、登録販売者または一般従事者であることが容易に判別できるよう名札を付けさせなければなりません。その際、次の3つのいずれにも該当しない登録販売者(研修中の登録販売者)の名札については、「登録販売者(研修中)」などの容易に判別できる表記が必要です。(規則第15条等)

1. 下記期間が過去5年間のうち、通算して2年以上(従事期間が月単位で計算して、1カ月に80時間以上従事した月が24月以上、または、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上)ある
2. 下記期間が過去5年間のうち、通算して1年以上(従事期間が月単位で計算して、1カ月に160時間以上従事した月が12月以上、または、従

事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上)あり、研修実施機関が行う毎年度受講する必要がある研修に加えて、店舗または区域の管理および法令遵守に関する追加的な研修を修了している

3. 下記期間が通算して1年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある

○一般従事者として薬剤師または登録販売者の管理および指導の下に実務に従事した期間

○登録販売者として業務に従事した期間

● p.418 下から6行目

【旧】

1. エフェドリン
2. コデイン（^{ちんがいきよたんやく}鎮咳去痰薬に限る）
3. ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る）
4. プロモバレリル尿素
5. プソイドエフェドリン
6. メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る）

【新】

1. エフェドリン
2. コデイン（~~鎮咳去痰薬に限る~~）
3. ジヒドロコデイン（~~鎮咳去痰薬に限る~~）
4. プロモバレリル尿素
5. プソイドエフェドリン
6. メチルエフェドリン（~~鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る~~）